

訪問介護事業所の管理者 様

新潟市福祉部福祉監査課長

令和3年度集団指導（訪問介護）の実施について（通知）

日頃、当市の介護保険事業につきましては、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、介護保険制度が適正に運営されるよう、介護保険法第24条の規定により、下記のとおり集団指導を実施します。

今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、新潟市のホームページに掲載される資料を各事業者が確認する形の指導方式となります。

詳細は下記をご覧ください。

記

1 対象者

訪問介護事業所 の管理者等

2 掲載資料

- (1) 訪問介護事業所集団指導資料①
「実地指導結果からみた運営基準等に係る留意点について」
- (2) 訪問介護事業所集団指導資料②
「実地指導結果からみた介護報酬に係る留意点について」
- (3) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備について
- (4) 高齢者虐待の防止について
- (5) 生活保護制度における介護扶助について

3 受講方法

上記(1)～(5)の資料について、事業種別ごとに新潟市福祉監査課のホームページ（下記アドレスをご参照ください）に資料及び解説動画を掲載しますので、内容をご確認ください。

トップページ>健康・医療・福祉>福祉・生活保護>社会福祉施設・法人等指導監査>集団指導資料
>訪問介護事業所

<https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenfuku/sidoukansu/syuudansidou/houmonsyudan.html>

4 受講確認

受講状況を確認するため、受講した後、「かんたん申込み」により受講した旨を市に報告してください。

質問についても、「かんたん申込み」により受付します。

かんたん申込みURL

<https://www.shinsei.elg-front.jp/niigata-City2/uketsuke/dform.do?acs=homonkaigo>

5 受講確認票提出期限
令和4年4月15日（金）まで

6 注意事項

- (1) 管理者等が複数の事業所の管理者を兼務している場合などでも、必ず事業所ごと・サービス種別ごとに1回ずつ「かんたん申込みによる受講確認」を行ってください。
- (2) 期限内に受講確認を行わなかった場合、集団指導を受講していないものとして、実地指導の優先対象とします。

7 その他

- (1) 集団指導は、法令に基づく指導であり、研修ではありませんので、視聴時間の業務上の取扱いについて特段のご配慮をお願いいたします。
- (2) 資料については必ず熟読していただき、今後の運営改善につなげてください。
- (3) 質問がある場合は、かんたん申込みのフォームからお願いします。
- (4) 複数の事業所を運営している法人におかれましては、全ての事業所で受講確認申込みが行われているか、ご確認くださいませますようお願いいたします。

【担当】

新潟市福祉部福祉監査課 田宮
TEL 025-226-1182 FAX 025-225-6304